

令和2年度答申第3号

令和2年9月4日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 土岐 寛 印

個人情報非訂正等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成31年1月30日付け松教生企第314号をもって諮問のあった個人情報非訂正等決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）の行った処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、平成30年7月25日付けで、「私が松戸市情報公開条例及び松戸市個人情報の保護に関する条例に基づく処分について審査請求した件で、担当の課室等が同じ実施機関の別の課室等や、他の実施機関と私の審査請求の件について少しでも遣り取りした情報全て並びに、私の審査請求について内部的に検討・遣り取りした情報（起案文や案も含む）全て。審査請求書を受け取った時に取得・作成した情報一切。」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成30年8月8日付けで、条例第11条の3の規定により、個人情報一部開示決定をした。

その後、審査請求人は、平成30年8月9日付けで、処分庁に対して、条例第11条の2の規定により、「私が個人情報開示請求をして平成30年8月8日付け松教生企第〇〇〇号により特定された情報一切。」（以下「本件個人情報」という。）について、個人情報の利用停止・提供停止の請求（以下「本件訂正等請求」という。）をしたところ、処分庁は、平成30年9月7日付けで、条例第11条の3の規定により、個人情報非訂正等決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年12月4日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分を取り消して、本件個人情報の記録の内容欄記載の情報は、全て

利用停止及び提供停止するとの裁決を求める。

- (2) 条例第6条第1項の規定に違反し、本件対象個人情報を収集したときに、請求人に対して行政経営課に審査請求の履歴が開示されることやその履歴の開示を受けた行政経営課から他の部局課室等やその職員らに審査請求の履歴が開示されること等を何らも明らかにしなかった。そして、本件対象個人情報は条例第6条第2項のいずれにも該当せず、たとえ同項第3号又は第4号に該当したとしても、請求人以外の者からこれを収集したときは、速やかに請求人に通知しなければならないにもかかわらず、通知はなされていない。
- (3) 条例第7条第1号ないし第4号のいずれにも該当しないうえに、利用目的以外の目的のために利用されていること及び担当課以外のものに提供されたことが明らかであるにもかかわらず、あらかじめ請求人の同意を得ていない。
- (4) 条例第11条の2の規定により、同条第1項第1号及び第2号の規定に該当し、また、同条第2項の規定により、条例第7条の規定に違反して提供されていると認められる。
- (5) 本件処分も、学校・教育委員会によるいじめ自殺の隠ぺい行為を追及する者に対する報復の一環として行われたものであり、学校・教育委員会によるいじめ自殺の隠ぺいを追及することを妨害する行為であると言わざるを得ない。

本件決定は、理由附記からしても、個人情報の保護制度を根幹から否定するものに他ならない。

処分庁による個人情報非訂正等決定権限の濫用である。

- (6) 処分庁は、通知書において、個人情報訂正等請求書とともに提出した文書の記載について言及せず、本件処分を正当化する如何なる理由附記もなしていない。
- (7) 本件処分は、理由附記の点でも不備があり、処分の取消は免れない。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件個人情報について

利用停止請求・提供停止請求の対象となった処分庁が保有する個人情報は、審査請求人の平成30年7月25日付け個人情報開示請求に対し、同年8月

8日付け松教生企第〇〇〇号により一部開示決定した文書に記録された個人情報である。

(2) 個人情報の利用停止について

条例第11条の2第1項は、「何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録（略）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。」と規定している。

ア 本件個人情報を適正に収集したこと（条例第11条の2第1項第1号に該当しないこと。）。

処分庁は、審査請求に係る手続の記録として、本件文書に、審査請求人が提出した審査請求書、反論書等から把握した情報を記載し、それらを添付して保管している。したがって、本件個人情報は、審査請求が行われた結果として適正に収集したものであり、請求人以外の者から直接収集したものではない。

イ 本件個人情報を目的外に利用していないこと（条例第11条の2第1項第2号に該当しないこと。）。

アに述べたとおり、処分庁は、本件文書を、審査請求に係る手続を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲で保管しており、本件個人情報を利用目的以外の目的のため利用又は提供していない。

ウ 特定個人情報は含まれていないこと（条例第11条の2第1項第3号及び第4号に該当しないこと。）。

本件個人情報には特定個人情報は含まれていない。

(3) 個人情報の提供停止請求について

条例第11条の2第2項は、「何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録が第7条又は第7条の2の規定に違反して提供されると認められるときは、当該市の機関に対し、当該記録の提供の停止の請求をすることができる。」と規定している。

(2)のア及びイに述べたとおり、本件個人情報を利用目的以外の目的のために提供し、処分庁以外の者に提供したことはない。

(4) 消防局消防企画課の職員が作成した起案文書について

すでに述べたとおり、処分庁は、本件個人情報を消防局企画課から収集し、

又は消防局企画課に提供していないため、平成30年4月16日、消防局消防企画課の職員が作成した「審査会諮問通知書に係る抗議及び質問の件での回答書及び質問書」は、「当該訂正等の内容が事実合致することを証明する書類」には当たらない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、本件個人情報の記録を利用停止し、又は提供停止する必要はない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の規定について

個人情報の利用停止等について、条例第11条の2は、

「1 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。

(1) 第6条の規定に違反して収集されているとき。

(2) 第7条又は第7条の2の規定に違反して目的外利用されているとき。

(3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(4) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録が第7条又は第7条の2の規定に違反して提供されていると認められるときは、当該市の機関に対し、当該記録の提供の停止の請求をすることができる。」

と規定する。

次に、同条第1項第1号で引用する条例第6条は、個人情報の収集の規制について、

「1 市の機関は、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らか

にして、当該個人から直接これを収集しなければならない。

- (1) 個人情報の保管等に係る業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の内容
- (4) 法令に基づくものは、その根拠規定
- (5) その他市長が定める事項

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を当該個人以外の者から収集することができる。

- (1) 法令に定めのあるとき。
- (2) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (3) 緊急やむを得ないとき。
- (4) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 市の機関は、前項第3号又は第4号の規定により当該個人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかに当該個人に通知しなければならない。」

と規定する。

また、同条第1項第2号で引用する条例第7条は、個人情報の利用及び提供の規制について、

「市の機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を利用目的以外の目的のために利用するとき又は当該市の機関以外のものに提供するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人の同意を得なければならない。

- (1) 法令に定めのあるとき。
- (2) 会計又は業務監査のため必要とされるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ないと認められるとき。
- (4) その他公益上特に必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。」

と規定する。

(2) 収集、利用及び提供の規制の違反について

以上の条例の規定からすると、開示請求者が開示を受けた公文書に記録されている個人情報の記録の利用停止及び提供停止をするためには、市の機関による当該個人情報の収集、利用及び提供が条例第6条又は第7条の規定に違反していることが前提となる。

そこで、当審議会において、これらの規定の違反の有無について検討する。

ア 本件個人情報は適正に収集されたものであるか(条例11条の2第1項第1号に該当するかどうか)。

本件個人情報を記録した文書の作成及び取得に当たっては、教育委員会は、条例規則の定めに応じ、審査請求に係る一連の事務手続を記録するため、審査請求人が提出した審査請求書、反論書等に記録された個人情報を記載しているとともに、それらを決裁文書に添付しているという事実が認められる。

したがって、本件個人情報は、審査請求人による審査請求が行われた結果として、教育委員会が開示請求者又は審査請求人から適正に収集し、取得したものであり、本人以外の第三者から収集しているという事実は、認められなかった。

イ 本件個人情報を目的外に利用し、又は提供されていないか(条例11条の2第1項第2号に該当するかどうか)。

教育委員会では、本件個人情報を審査請求人による審査請求に係る手続を記録するという利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、保管しており、条例規則に定める審査請求以外の目的のために、利用し、又は他の市の機関に提供しているという事実は、認められなかった。

(3) その他の違反等について

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 1月17日	諮問書の受理
令和 2年 2月28日	第1回審議会（諮問の報告）
令和 2年 7月 2日	第2回審議会（審議）
令和 2年 7月31日	第3回審議会（審議・意見陳述）
令和 2年 9月 4日	第4回審議会（審議）